

プレスリリース [2021年4月23日]

(計1枚)

「緊急事態宣言」発出に伴う公共施設の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関する「緊急事態宣言」が、発出されたことに伴い、4月25日から5月11日までの市の公共施設の取り扱いを、以下のとおりとします。

- ・ 公共施設は、原則全て休館とする。

【休館しない主な施設】

- ・ 保育園、学童保育クラブ
- ・ 市立小中学校
(宿泊行事は延期または中止、部活動は停止、学校開放は停止とする)
- ・ 公園駐車場
(公園の施設は閉鎖する)
- ・ 町田市自然休暇村(川上村)
(他市の市民の利用が想定されるため)

※本件に関する詳細は、4月24日正午以降に、各施設のホームページで確認をお願いします。

※ 本件に対するお問い合わせにつきましては、4月26日午前8時30分以降をお願いします。

■ 本件に関するお問い合わせ先

政策経営部 広報課 課長 樋口 TEL 042-724-2101